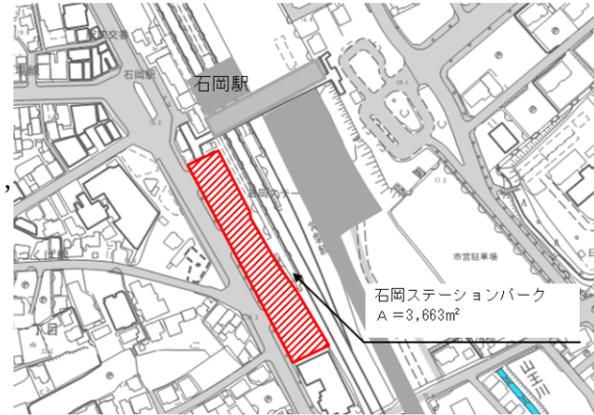


石岡ステーションパークにおける公園保全立体区域の指定について

都市公園である石岡ステーションパークについて、都市公園区域の明確化を図るため、都市公園法に基づく立体都市公園制度を活用し、公園保全立体区域を指定いたします。

1 概況

- 名称 石岡ステーションパーク
- 位置 石岡市国府一丁目1番20号
- 面積 3,663㎡
※1階と2階をあわせた延床面積ではなく、上から見た投影面積
- 供用 平成2年8月
- 都市公園の種類 街区公園
- 都決の有無 都市計画決定なし（公告のみ）



2 現状の利用実態等

【1階】

- ◆現状はバスターミナルであり、都市公園としての利用実態は事実上ありません。
- ◆駐車場及び駐輪場は、都市公園を利用するための駐車場・駐輪場であり、都市公園の一部と考えています。
- ◆今後、店舗を設置するなど、石岡駅周辺の賑わいの創出に向けて1階を有効活用したいと考えています。

【2階（屋上）】

- ◆オープンスペースや憩いの場など、都市公園として利用されています。

3 都市公園区域の考え方

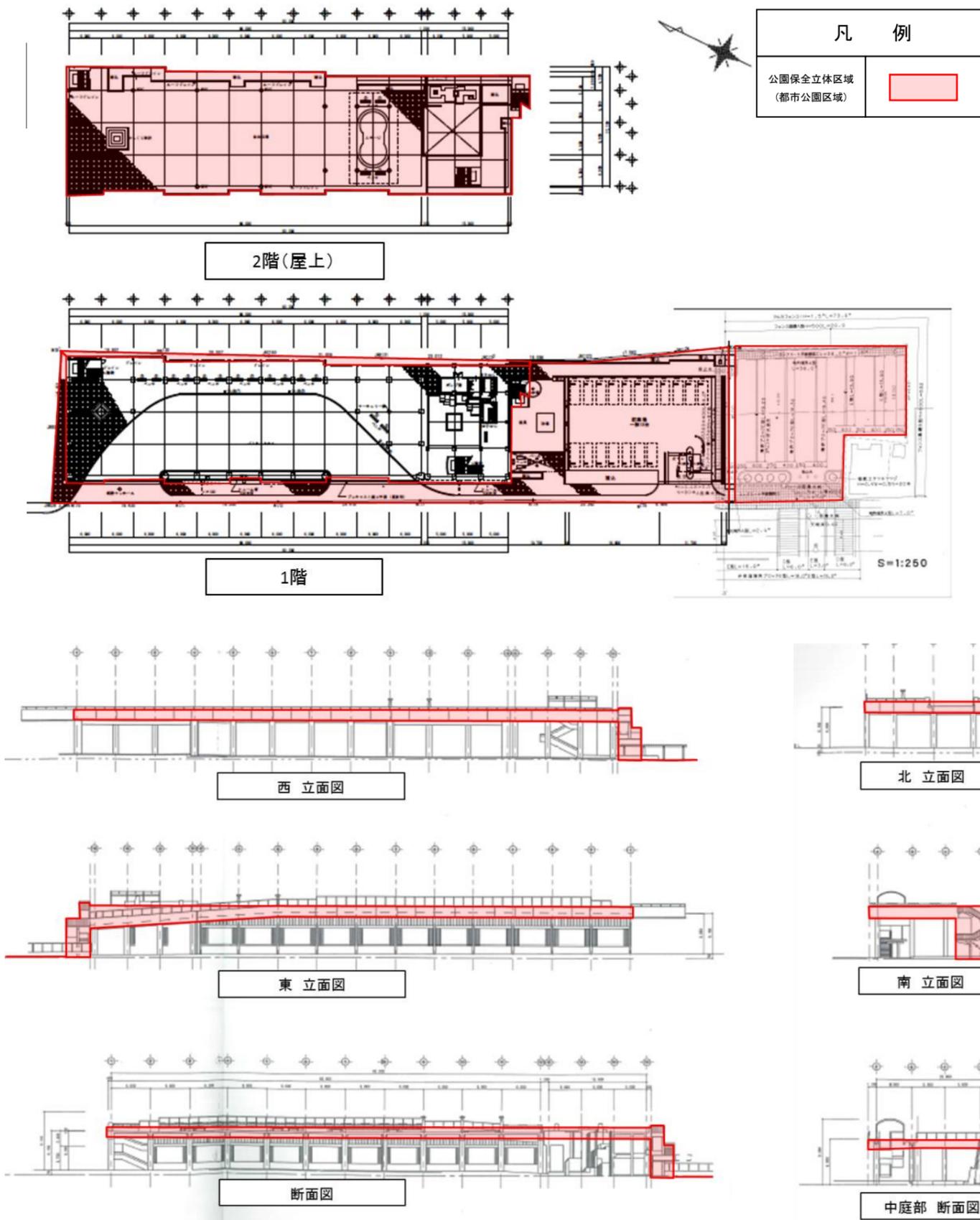
- ◆現状の石岡ステーションパークは、延床面積ではなく、投影面積で供用しており、供用当時（H2年）は立体都市公園制度（H16年制定）がなかったため、1階と2階（屋上）の明確な位置付けがありませんでした。
- ◆将来的な石岡ステーションパークの幅広い利活用を見据えると、都市公園区域の明確化を図る必要があります。
- ◆そこで、都市公園法に基づく立体都市公園制度を活用し、公園保全立体区域を指定することで、都市公園区域の明確化を図ります。

4 公園保全立体区域の指定

2階及び1階駐車場・駐輪場は都市公園であり、1階バスターミナルは都市公園区域外という棲み分けを行い、立体的に都市公園区域を定めます。

※投影面積としては変わらないため、都市公園面積はこれまでと変わらず 3,663 m²

5 公園保全立体区域



6 公園保全立体区域の指定手続き

- ◆左図のような平面図，断面図等で公園保全立体区域を示し，それを市が公告することによって，指定することができます。
- ◆平成 29 年度中の指定（公告）を予定しております。

7 参 考

都市公園法（※一部抜粋）

（公園保全立体区域）

第 25 条 公園管理者は，立体都市公園について，当該立体都市公園の構造を保全するため必要があると認めるときは，その立体的区域に接する一定の範囲の空間又は地下を，公園保全立体区域として指定することができる。

- 2 公園保全立体区域の指定は，当該立体都市公園の構造を保全するため必要な最小限の範囲に限つてするものとする。
- 3 公園管理者は，公園保全立体区域を指定するときは，国土交通省令で定めるところにより，その旨を公告しなければならない。これを変更し，又は廃止するときも，同様とする。